

令和3年第6回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月25日（金）午前9時30分～午前9時52分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員（0名）

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第5号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 推薦第1号 美唄市換地委員会委員推薦の件
 - 第6 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和 3 年第 6 回農業委員会総会

議 長	ただいまより、令和 3 年第 6 回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号 6 番鈴木孝典委員、7 番高橋修委員を指名いたします。 つぎに、日程の第 2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日 1 日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第 3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 つぎに、6 月 8 日から開催された令和 3 年第 2 回市議会定例会について、事務局長から報告願います。
事務局長	(報 告)
議 長	以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第 4、報告第 5 号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤次長	ただいま議題となりました報告第 5 号現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第 3・5 の (2) により、会長専決として証明したので報告するものです。 (議案朗読省略) 確認事項といたしまして、1 番は昭和 42 年 2 月 17 日に 5 条許可、2 番は平成 8 年 2 月 21 日に 4 条許可、3 番は昭和 47 年 2 月 1 日に 5 条許可、4 番は平成 30 年 5 月 28 日に現況証明書を交付しており再申請となります。1 番・2 番は令和 3 年 5 月 12 日、3 番・4 番は令和 3 年 5 月 25 日付

		けで証明書を交付したので報告します。なお、調査場所につきましては、報告第5号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
山下係長		つぎに、日程の第5、推薦第1号、美唄市換地委員会委員推薦の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
		ただいま議題となりました推薦第1号美唄市換地委員会委員推薦の件について、ご説明いたします。土地改良事業に関する換地業務の適正かつ円滑な遂行と換地計画及び一時利用指定など市長の諮問に基づき調査審議するもので、換地委員会の構成は各事業の地区ごとに関係機関及び団体の代表者並びに受益者により組織され、市長が委嘱することとなっています。道営土地改良事業豊葦第2地区換地委員会委員には事業実施地区を把握されている赤澤良一委員を推薦することが適当と思われます。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった、美唄市換地委員会委員推薦の件について、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、事務局説明のとおり、推薦することに決定いたします。
		つぎに、日程の第6、議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、柏葉委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
		(柏葉政良委員 一時退席)
		事務局から番号1番について、説明を求めます。
水上局長		ただいま議題となりました議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可の件、番号1番についてご説明いたし

ます。

(議案朗読省略)

申請理由は、農家住宅の建築です。申請地は、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)に該当するため第3種農地に該当します。第3種農地の転用は許可をすることができることとされており、審査した結果、農地法第4条第1項の規定の許可相当と判断いたします。場所につきましては、議案第19号資料①のとおりとなっております。なお、第3種農地の30a以下の転用であるため北海道農業会議への意見聴取は不要となります。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明があった農地法第4条第1項の規定による許可の件、番号1番の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。

(柏葉政良委員 着席)

引き続き、事務局から番号1番以外について、説明を求めます。

水上局長

番号1番以外についてご説明いたします。

(議案朗読省略)

2番につきましては、申請理由は格納庫の建設で、申請地の所有者は法人の代表者ですが、農地法第3条許可を受け、法人へ使用貸借しています。所有者または耕作者が4条申請を行うことができますので、法人が申請を行うものです。なお、申請地は、「農用地区域内農地」ですが、令和3年5月31日付けで美唄市農業振興地域整備計画に基づく「農地」から「農業用施設用地」への用途区分変更が終了しており、また、抵当権者の同意も得られ、立地条件から当該地を選定したものであるため、申請地以外に代替地はなく、農地法第4条第1項の規定の許可相当と判断いたします。

つぎに、3番につきましては、申請理由は農業用機械置場の設置で、申請地は、「農用地区域内農地」ですが、令和3年5月17日付けで美唄市農業振興地域整備計画に基づく「農地」から「農業用施設用地」への用途区分変更が終了しており、また、抵当権者の同意も得られ、立地条件から当該地を

		選定したものであるため、申請地以外に代替地はなく、農地法第4条第1項の規定の許可相当と判断いたします。場所につきましては、議案第19号資料のとおりとなっております。また、いずれも農業用施設の30a以下の転用であるため北海道農業会議への意見聴取は不要となります。以上で説明を終わります。
議 長		ただいま事務局から説明があった農地法第4条第1項の規定による許可の件、番号1番以外の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員		(なしの声)
議 長		ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、高橋委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (高橋修委員 一時退席) 事務局から番号1番について、説明を求めます。
佐藤次長		ただいま議題となりました議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。番号1番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は所有権移転です。 (議案朗読省略) なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、36ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第20号資料1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては6月25日を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長		ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進

委員 議長	法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (高橋修委員 着席)
	引き続き、番号 2 番の審議を行いますので、岩間委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (岩間秀一委員 一時退席)
佐藤次長	事務局から番号 2 番について、説明を求めます。 番号 2 番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は所有権移転です。 (議案朗読省略)
議長	なお、法人が利用権の設定等を受けるものであり、37 ページ別添 2 調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第 20 号資料 2 番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては 6 月 25 日を予定しております。以上で説明を終わります。
委員 議長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 2 番の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。 (なしの声)
	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (岩間秀一委員 着席) 引き続き、番号 3 番の審議を行いますので、貞廣委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (貞廣樹良委員 一時退席)
佐藤次長	事務局から番号 3 番について、説明を求めます。 番号 3 番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は賃借権設定です。 (議案朗読省略) なお、法人が利用権の設定等を受けるものであり、37 ペ

		ージ別添2 調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第20号資料3番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては6月25日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号3番の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。
		(貞廣樹良委員 着席)
		引き続き、番号4番の審議を行いますので、峯崎委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
		(峯崎光行委員 一時退席)
		事務局から番号4番について、説明を求めます。
佐藤次長		番号4番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は賃借権設定です。
		(議案朗読省略)
		なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、36ページ別添1 調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第20号資料4番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては6月25日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号4番の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。
		(峯崎光行委員 着席)
		引き続き、事務局から番号1番から4番以外について、説

	明を求めます。
佐藤次長	番号 1 番から 4 番以外についてご説明いたします。利用権の設定の種類は全て所有権移転です。 (議案朗読省略) なお、5 番から 4 0 番は個人が利用権の設定等を受けるものであり 3 6 ページ別添 1 調査書、4 1 番から 4 7 番は法人が利用権の設定等を受けるものであり 3 7 ページ別添 2 調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第 2 0 号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、6 月 2 5 日を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番から 4 番以外について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。 以上をもちまして、第 6 回農業委員会総会は閉会いたします。ご苦労様でした。